

船舶インシデント調査報告書

平成28年4月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成27年1月18日 19時00分ごろ
発生場所	東京都小笠原村沖ノ鳥島北北西方沖 沖ノ鳥島灯台から真方位328°196海里付近 (概位 北緯23°10.0′ 東経134°10.0′)
インシデントの概要	漁船第二十一 ^{ゆうじん} 勇仁丸は、操業中、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年3月5日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十一勇仁丸、17トン K02-2517（漁船登録番号）、株式会社馬詰造船所 第282-15981号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型 機関長、五級（機関）（機関限定）（旧就業範囲）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北西、風力 2 海象：海上 平穏 日没時刻：17時41分ごろ
インシデントの経過	本船は、揚縄作業中、衝撃音を発し、主機の回転数が低下した。 船長は、船尾付近を点検したところ、推進器に浮遊していた漁網が巻き付いている状況を確認した。 機関長は、主機を停止した。
分析	本船は、揚縄作業中、推進器に浮遊していた漁網が巻き付いたことから、主機の運転ができなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、操業中、推進器に浮遊していた漁網が巻き付いたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。